

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課
〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

守ろう人権 築こう平和!



- 折り鶴に平和への願いを込めて -

7月23日生涯学習センターで、「平和を考えよう」をテーマに原爆被害者の語り部さんを招き、お話講演会を開催しました。講演会では、語り部さんの広島での被爆体験や当時の世相、原子爆弾の原理などを中心に語られました。

語り部さんは「現在、憲法改正の動きが出ているが、どんな理由があろうと、戦争は許されることではない。近年、戦争体験者も少なくなってきており、戦争の悲惨さを知らない人が多

くなってきている。少しでも多くの人に、戦争の恐ろしさを伝えていきたい」と力強く語られていました。

講演後は、千羽鶴を参加者で作成しました。(写真)この鶴は8月5～6日に運行する平和バスで、原爆の子の像に捧げます。平和バスでは、平和祈念式典に参列し、平和記念資料館を見学します。中学生から参加できますので、参加を希望する人は、木津総合会館(768-0217)へ申込みください。

8月は、差別をなくそう県民運動の推進強調月間です。一人ひとりが、家庭、地域社会、学校、職場など日常生活の様々な場面における交流を通じ、自由な発想と責任ある行動を基本に、お互いに尊重し共に生きる喜びを実感できる社会の創造をめざします。町では、次のような事業を実施します。すべての人が幸せに生きる社会を共に考えましょう。

巡回啓発

8月1日と同17日、広報車

本町では、平成元年に「核兵器廃絶平和の町宣言」を行い毎年8月には「平和を考える夏」をテーマに、いろいろなイベントを行っています。また、今月は、差別をなくそう県民運動の推進強調月間です。「ひろげよう こころのネットワーク」を合い言葉に、講演会や啓発を行います。皆さんも夏休みのこの時期、家族や友達と平和や人権について考えてみましょう。

- 人権を考える町民のつどい -

落語から学ぶ人情の大切さ ～言葉の重み～

落語から学ぶ人情の大切さをテーマに、落語家の桂枝女太(かつらしめた)さんを迎え、人権落語・人権講演会を開催します。

皆さんお誘い合わせの上、お気軽に参加してください。また、託児希望者は、8月8日(金)までに木津総合会館へ申込みください。

とき 8月17日(日)午後1時30分～同3時30分(受付・開場=同1時～)

ところ 文化体育館(小ホール)
問い合わせは、木津総合会館(768-0217)へ。



後2時、とき 8月27日(水)午後2時、

企業・事業所の人権研修会

人権を大切にした、明るく働きがいのある職場づくりを進めるため、町内の企業・事業所向けに人権研修会を開催します。多数ご参加ください。

とき 8月27日(水)午後2時、

街頭啓発

とき 8月1日(金)午後6時15分、

実施場所 能勢電鉄「日生中央」駅前、「ジャスコ」入り口

巡回啓発

とき 8月1日(金)午後6時15分、

実施場所 能勢電鉄「日生中央」駅前、「ジャスコ」入り口

企業・事業所の人権研修会

人権を大切にした、明るく働きがいのある職場づくりを進めるため、町内の企業・事業所向けに人権研修会を開催します。多数ご参加ください。

街頭啓発

とき 8月1日(金)午後6時15分、

実施場所 能勢電鉄「日生中央」駅前、「ジャスコ」入り口

巡回啓発

とき 8月1日(金)午後6時15分、

実施場所 能勢電鉄「日生中央」駅前、「ジャスコ」入り口

生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」

「IT講習パート2」

とき 下表参照
ところ 生涯学習センター(中央公民館)
内容 基本的な文書作成(ワード)、表計算(エクセル)、インターネット活用術
対象者 町内在住・在勤で20歳以上の人
受講料 5,000円(テキスト代含む)
定員 1コース18人(先着順)
申込み、問い合わせは、8月5日から同20日までに中央公民館(766-8432)へ。

IT講習会の日程・時間一覧表

コース	日程	時間
1	9月4・11・18・25日	9:30～12:30
2	(木曜日)	13:30～16:30
3	10月2・9・16・23日	9:30～12:30
4	(木曜日)	13:30～16:30
5	11月12・19・26日	9:30～12:30
6	12月3日(水曜日)	9:30～12:30
7	11月13・20・27日	9:30～12:30
	12月4日(木曜日)	13:30～16:30

定員に満たない場合は、変更および調整させていただきます。ご了承ください。

別表 住基カードの種類と内容

種類	Aタイプ	Bタイプ
記載内容	氏名	氏名・住所・生年月日・性別・顔写真
持参するもの	(共通)官公庁発行の顔写真付きの身分証明書 1 パスポート用の写真	(共通)官公庁発行の顔写真付きの身分証明書 1 パスポート用の写真
受けられるサービス	(共通)転出転入時に特例処理が受けられます 2 本人確認資料として利用できます	(共通)転出転入時に特例処理が受けられます 2 本人確認資料として利用できます
交付手数料	(共通)500円	(共通)500円

1.お持ちでない方は、後日確認の文書を郵送します
2.特例処理とは、転出証明書がなくても転入届ができる制度です。ただし、あらかじめ転出の旨を郵送等で転出する市町村に提出しておかなければなりません。なお、国民健康保険等に加入されている人は、手続きのため、転出する市町村に出向く必要があります

8月25日から住基ネットのサービスが拡大
住基基本台帳カードを発行
希望者を対象に住基カードの申請受付を始めます。カードは写真なし(Aタイプ)と写真付き(Bタイプ)の2種類があります。(別表参照)なお、申請から2週間後後に「交付通知書」を送付しますので、即日交付はできません。

住基ネットのサービスが拡大
金は交付する市町村の規定により異なります。ただし、本人または同一世帯の人の申請に限り、また、広域交付で住民票を取得する場合は、本籍・筆頭者名は、記載できません。
広域交付の住民票を申請される場合は、住基カードまたは官公庁発行の顔写真付きの身分証明書が必要です。
申込み、問い合わせは、保険住民課(766-8700)へ。

今月号の主な内容

2面=ISO14001・地球温暖化対策実行計画の報告 3面・4面・5面=子ども議会 6面=情報ポケット 7面=健康・福祉 8面=いながわ特派員報告